

○郡山市総合計画審議会条例

昭和52年12月17日

郡山市条例第33号

(設置)

第1条 本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議するため、郡山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、市長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(分科会)

第5条 会長は、審議会の所掌事項に係る専門的事項を審議させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長の指名する委員で構成し、分科会会長は、分科会委員の互選によって定める。

3 分科会会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

4 分科会会長に事故があるとき、又は分科会会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

5 前条各項の規定は、分科会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。